

「千葉県個人情報保護法施行条例（仮称）」及び「千葉県個人情報保護審議会条例（仮称）」の概要

法… 個人情報保護法（令和5年4月1日施行後）
条例… 千葉県個人情報保護条例
施行条例… 千葉県個人情報保護法施行条例（仮称）
審議会条例… 千葉県個人情報保護審議会条例（仮称）
審議会… 千葉県個人情報保護審議会

1 制定理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の改正に伴って、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化され、全国的な共通ルールとして適用されることとなりました（令和5年4月1日施行）。

そのため、県の条例を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるための法施行条例及び審議会の設置運営を定める審議会条例を制定する必要があります。

2 条例案の概要

（1）施行条例

現行において条例に定めている個人情報の取扱いは、全国共通ルールのもと、法が適用されます。そのため、施行条例は、法で施行条例に定めることが認められているもののみとなり、その主な内容は以下のとおりです。

ア 個人情報ファイル簿

法の適用により個人情報ファイルの本人の数が1000人以上の場合は、個人情報ファイル簿（保有する個人情報の利用目的・項目等を記載した帳簿）を作成・公表することとなりますが、現在、県が取り扱う個人情報については、条例に基づき個人情報取扱事務登録簿として作成・公表しているため、法で作成義務のない1000人未満の場合においても、個人情報ファイル簿と同様の帳簿を作成・公表することを規定します。なお、現行の個人情報取扱事務登録簿の制度は廃止します。

イ 開示・不開示情報

千葉県情報公開条例との整合を図るため、現行と同様に、公務員（警察職員であって規則で定めるものを除く。）の氏名を開示することを規定します。

ウ 開示請求に係る手数料等

開示請求に係る手数料の額は、現行と同様に無料とすることを規定します。また、写し等の供与に関する費用を負担とすることを現行と同様に規定します。

エ 開示の手続

部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、現行と同様に、その期日を書面により示さなければならない旨を規定します。また、訂正請求と利用停止請求の請求期限は、現行と同様に設けないこととします。

（注）開示決定期限及び延長期間については規定しないこととします。

（法の適用により開示決定期限は30日以内、延長期間は30日以内となります。）

オ 答申の尊重

審議会の答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重して裁決をしなければならないことを、現行と同様に規定します。

カ 審議会への諮問

審議会に諮問することができる事項として、①施行条例を改廃する場合、②実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合、③実施機関が法律の範囲内で地域の特性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合を規定します。

キ 運用状況の公表

知事は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表することを、現行と同様に規定します。

ク 委任

施行条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が定めることを規定します。

(2) 審議会条例

実施機関からの諮問に基づいて審査請求等を審議している審議会について、現行において条例等に定めている以下の内容について、審議会条例として定めるものです。

ア 担当事務

担当事務として、①前記(1)カの規定によりなされた諮問への答申、②施行条例等の運用に関する事項に関する建議(現行と同様)、③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについての意見具申(現行と同様)を規定します。

イ 組織等に関する規定

①委員の定数(7人)、②委員の任期(2年)及び補欠委員の任期、③会長の設置、④会議の招集・決議要件等、⑤部会の設置、⑥部会長の設置等について現行と同様に規定します。

ウ 審議会の調査権限等

開示決定等を行った個人情報の提示要求や、当該個人情報の内容を分類整理した資料を作成させること、審議会が必要と認めるときは、指名する委員に提示された個人情報を閲覧させることができること等について現行と同様に規定します。

エ 書面の写し等の送付

審理にあたり提出された主張書面等の写しの審査請求人等への送付や、その送付に係る審査請求人等への意見聴取について現行と同様に規定します。

オ 委員の守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを現行と同様に規定します。

カ 会議の運営等

審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定めることを規定します。

キ 罰則

守秘義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを現行と同様に規定します。

3 施行予定

令和5年4月1日